



平成 27 年 12 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ワンダーコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 日下 孝明
(コード：3344、JASDAQ)
問合せ先 取締役経営戦略部長 宮本 正明
(TEL. 029-858-3340)

会 社 名 株式会社新星堂
代表者名 代表取締役社長 阿曾 雅道
(コード：7415、JASDAQ)
問合せ先 執行役員管理グループリーダー
中山 高幸
(TEL. 029-860-7070)

株式会社ワンダーコーポレーションと株式会社新星堂の合併契約締結に関するお知らせ

株式会社ワンダーコーポレーション（以下「ワンダーコーポ」といいます。）と株式会社新星堂（以下「新星堂」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会決議において、合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本合併は、ワンダーコーポについては、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併の手続により株主総会による承認を受けずに、新星堂については、平成 28 年 1 月 26 日開催予定の臨時株主総会において本合併契約の承認を受けた上で、平成 28 年 2 月 23 日を効力発生日として行う予定です。

また、本合併の効力発生日（平成 28 年 2 月 23 日予定）に先立ち、新星堂の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ 市場（以下「JASDAQ」といいます。）において、平成 28 年 2 月 18 日付で上場廃止（最終売買日は平成 28 年 2 月 17 日）となる予定です。

記

1. 本合併の目的

ワンダーコーポ及び子会社 4 社、関連会社 1 社及びその他の関係会社 4 社で構成されるワンダーコーポレーショングループ（以下「ワンダーグループ」といいます。）は、ゲームソフト、音楽・映像ソフト、書籍及び携帯電話の販売並びに音楽・映像ソフトのレンタルを柱とした大型エンタテインメントショップである「WonderG00 事業」、中古商品の買取販売を柱としたリユース・エンタテインメントショップである「WonderREX 事業」、音楽・映像ソフト及びコミックのレンタルを柱とした「TSUTAYA 事業」、音楽・映像ソフトの販売を柱とした「新星堂事業」等を行っており、平成 27 年 11 月 30 日現在、北関東を中心に 317 店舗（直営 302 店舗、FC 15 店舗）を展開しております。エンタテインメント小売業界において、店舗販売とインターネット通販とが競合する中、ワンダーグループでは、「楽しさ」を創造し、幸せを共に分かち合う」を経営理念に、店舗のサードプレイス化を通じてリアルな体験でしか供給できないモノ・コトをお客様にご提案しております。また、独自企画商品の開発、販売等を通じ、常にお客様に「Wonder（＝新たな発見、驚き）」をお届けする企

業として、お客様の利便性と店舗収益力の向上を図ってまいりました。

一方、新星堂は、昭和24年7月にレコード・楽器の小売店として東京都杉並区に創業し、昭和39年6月にレコード事業の拡大を目的として、株式会社新星堂を設立いたしました。新星堂は、「Do For Hearts 心豊かな社会の実現に貢献する」を企業理念として、音楽・映像ソフト等の販売及びアーティストやアイドルのイベント事業を行っており、平成27年11月30日現在、ワンダーグループの一員として127店舗を展開しております。

ワンダーコーポと新星堂は、平成24年10月1日付で公表いたしました「株式会社新星堂との資本・業務提携に関する基本合意等のお知らせ」に記載のとおり、共同商品調達・共同商品開発による顧客価値の増大、物流やITシステムの連携や本社機能の協働化によるコスト削減、人事交流や店舗運営ノウハウの共有による生産性の向上といったシナジーを得ること及び新星堂の有する音楽専門店としてのノウハウを活用し、消費者のニーズに応えるための専門性及び利便性の更なる強化、より効率的な店舗運営を達成することで、業種業態を超えた企業間競争が激化するエンタテインメント小売業界の再構築を目指すことを目的に、平成24年12月20日、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしました。本資本業務提携契約に基づき、ワンダーコーポは、公開買付けにより大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社が所有する新星堂の普通株式を取得するとともに、第三者割当増資を引き受けることにより、新星堂を連結子会社といたしました。また、本資本業務提携契約締結後、ワンダーコーポと新星堂は、両社の連携を高め、商品部・管理部の統合、人員配置の適正化、社内システムの統合等に取り組み、二重コストの削減など経費の低減に努めてまいりました。

しかしながら、新星堂が主として販売している音楽・映像のパッケージソフトの市場は、スマートフォン及びインターネットの普及による無料コンテンツやネット通販の影響により、年々縮小傾向にあるとともに、主力アーティストの新譜やヒット商品の不足により、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。このような状況を踏まえて、新星堂では、イベント連動型店舗の出店、新規アイテムとしてゲームソフト、中古トレーディングカードの導入及び人件費、物件費の低減を進め、収益改善を図ってまいりましたが、費用削減が売上減少に追いつかず、依然として苦しい状況が続いております。

ワンダーコーポと新星堂は、以前より経営資源の最適化、経営の効率化について継続的に議論を行っており、両社の継続的な成長を可能とするためには、より抜本的・横断的な改革を行う必要があるとの認識に至りました。そこで、平成27年9月頃に、ワンダーコーポから新星堂に対して合併による統合に向けての協議を申し入れ、検討を開始いたしました。その後、両社で慎重に協議を重ねた結果、ワンダーコーポと新星堂が合併することにより、一体運営による事業推進力の強化や経営の合理化を通じて相乗効果の最大化を実現し、ワンダーグループにおける新たなエンタテインメント事業の構築に向けた取り組みを加速していくことが、ワンダーグループ全体の企業価値向上のために有益であるとの結論に至りました。具体的には、両社が合併することにより、間接業務の集約、重複組織の解消、商品開発・マーケティング・本社機能に関する人材の有効活用等、経営資源の最適化を図ることによる相乗効果が見込まれます。

なお、本合併の効力発生日以降も「新星堂」の屋号は継続使用する方針であり、また現在の新星堂の既存店舗についても本合併を契機として閉鎖する予定はございません。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

本合併契約締結の取締役会決議日（両社）	平成27年12月3日
本合併契約締結日（両社）	平成27年12月3日
臨時株主総会基準日公告日（新星堂）	平成27年12月3日（予定）
臨時株主総会基準日（新星堂）	平成27年12月18日（予定）
臨時株主総会開催日（新星堂）	平成28年1月26日（予定）
最終売買日（新星堂）	平成28年2月17日（予定）
上場廃止日（新星堂）	平成28年2月18日（予定）
本合併の予定日（効力発生日）	平成28年2月23日（予定）

（注1） 本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づき、ワンダーコーポの株主総会の承認を要しない場合（簡易合併）に該当します。

(注2) 上記日程は、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(2) 本合併の方式

ワンダーコーポを吸収合併存続会社（以下「存続会社」といいます。）、新星堂を吸収合併消滅会社（以下「消滅会社」といいます。）とする吸収合併です。ワンダーコーポは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併の手続により株主総会の承認を受けずに本合併を行う予定です。新星堂については、平成 28 年 1 月 26 日開催予定の臨時株主総会において本合併契約の承認を受けた上で本合併を行う予定です。

(3) 本合併に係る割当ての内容

	ワンダーコーポ (存続会社)	新星堂 (消滅会社)
本合併に係る 割当比率	1	0.15

(注1) 株式の割当比率

新星堂の普通株式 1 株に対して、ワンダーコーポの普通株式 0.15 株を割当て交付します。但し、ワンダーコーポが保有する新星堂の普通株式（平成 27 年 8 月 31 日現在 3,700,120 株）及び新星堂が保有する自己株式（平成 27 年 8 月 31 日現在 5,764 株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する株式

ワンダーコーポの普通株式 531,590 株（予定）

上記の普通株式数は、平成 27 年 8 月 31 日時点における新星堂の普通株式の発行済株式総数（7,249,818 株）及び自己株式数（5,764 株）に基づいて算出しております。

ワンダーコーポは、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の新星堂の株主名簿に記載又は記録された新星堂の株主（但し、ワンダーコーポ及び新星堂を除きます。）に対して、上記表に記載の本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）に基づいて算出した数のワンダーコーポの普通株式（本日現在では 531,590 株を予定）を割当て交付する予定です。また、交付する株式には、ワンダーコーポが保有する自己株式（平成 27 年 8 月 31 日現在 356,000 株）を充当し、残数については新株式の発行により対応する予定です。

なお、新星堂が基準時において保有することとなる自己株式数（本合併に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）等により、ワンダーコーポの交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、ワンダーコーポの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。ワンダーコーポの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、単元未満株式の買取制度（会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、1 単元に満たない数のワンダーコーポの普通株式をワンダーコーポが株主の皆様のご請求により買い取る制度です。）をご利用することができます。

(注4) 1 株に満たない端数の処理

本合併に伴い、ワンダーコーポの普通株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる新星堂の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令に基づき、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のワンダーコーポの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新星堂は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

ワンダーコーポと新星堂は、上記2.(3)「本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、ワンダーコーポは野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、また新星堂は山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果等（新星堂については、新星堂が本日公表しました業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえないで計算した場合における山田FASによる合併比率の計算結果を含みます。）を参考にそれぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本合併比率を決定し、合意いたしました。

(2) 算定機関との関係

野村証券及び山田FASは、いずれも両社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(3) 算定に関する事項

野村証券は、ワンダーコーポについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成27年12月1日を算定基準日として、ワンダーコーポの普通株式の東京証券取引所JASDAQにおける算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

新星堂については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成27年12月1日を算定基準日として、新星堂の普通株式の東京証券取引所JASDAQにおける算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、DCF法においては本合併によるシナジー効果考慮前の株式価値及びシナジー効果考慮後の株式価値の双方について評価を行いました。

ワンダーコーポの1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.146 ~ 0.159
DCF法	0.040 ~ 0.212

野村証券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村証券の合併比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

野村証券がDCF法による算定の前提としたワンダーコーポの将来の利益計画においては、営業利益

の対前年度比において、平成 28 年 2 月期には約 8 億円の減益、平成 29 年 2 月期には約 10 億円の増益、平成 30 年 2 月期には約 3 億円の増益、平成 31 年 2 月期には約 2 億円の増益及び平成 32 年 2 月期には約 3 億円の増益と、大幅な増減益を見込んでおります。これは主として、平成 28 年 2 月期においては、新星堂事業の売上高の減少及び滞留在庫の評価損による営業利益の減少、平成 29 年 2 月期から平成 32 年 2 月期においては、平成 28 年 2 月期の大幅な減益からの回復、既存店舗における商品構成の見直しに伴う利益率の改善及び積極的な新規出店に伴う売上高の増加が寄与することによるものです。なお、野村證券の DCF 法によるワンダーコーポの株式価値の評価にあたっては、ワンダーコーポの利益計画、直近までの業績の動向、本日公表されたワンダーコーポの業績予想修正の内容、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したワンダーコーポの財務予測に基づき、ワンダーコーポが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって評価しております。

また、野村證券が DCF 法による算定の前提とした新星堂の将来の利益計画においては、営業利益の対前年度比において、平成 28 年 2 月期には約 7 億円の減益、平成 29 年 2 月期には約 13 億円の増益、平成 31 年 2 月期には約 6 千万円の増益及び平成 32 年 2 月期には約 9 千万円の増益と、大幅な増減益を見込んでおります。これは主として、平成 28 年 2 月期においては、売上高の減少及び滞留在庫の評価損による営業利益の減少、平成 29 年 2 月期、平成 31 年 2 月期及び平成 32 年 2 月期については、間接部門業務の内製化や人員の配置転換に伴う本部経費の適正化、積極的な新規出店による売上高の増加、赤字店舗の撤退及び既存店舗の商品構成の見直しを含む店舗改装による収益力の向上が寄与することによるものです。なお、野村證券の DCF 法による新星堂の株式価値の評価にあたっては、新星堂の利益計画、直近までの業績の動向、本日公表された新星堂の業績予想修正の内容、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した新星堂の財務予測に基づき、新星堂が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによりシナジー効果考慮前の株式価値を評価し、さらにシナジー効果考慮前の株式価値に本合併に伴って削減可能となる費用等のシナジー効果を含めたシナジー効果考慮後の株式価値も評価しております。

上記のとおり、DCF 法により評価したワンダーコーポの株式価値と、DCF 法により評価した新星堂のシナジー効果考慮前の株式価値及びシナジー効果考慮後の株式価値を基に、DCF 法による合併比率を算定しております。

一方、山田 FAS は、ワンダーコーポについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

新星堂については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ワンダーコーポの 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.143 ～ 0.166
DCF 法	0.075 ～ 0.142

市場株価法においては、ワンダーコーポについては、平成 27 年 12 月 1 日を算定基準日として、ワンダーコーポの普通株式の東京証券取引所 JASDAQ における基準日の終値、平成 27 年 11 月 2 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、平成 27 年 9 月 2 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び平成 27 年 6 月 2 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を用いて、新星堂については、平成 27 年 12 月 1 日を算定基準日として、新星堂の普通株式の東京証券取引所 JASDAQ における基準日の終値、平成 27 年 11 月 2 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、平成 27 年 9 月 2 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び平成 27 年 6 月

2日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを0.143~0.166として算定しております。

DCF法では、ワンダーコーポについては、ワンダーコーポの利益計画、直近までの業績の動向、本日公表されたワンダーコーポの業績予想修正の内容、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したワンダーコーポの財務予測に基づき、ワンダーコーポが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、新星堂については、新星堂の利益計画、直近までの業績の動向、本日公表された新星堂の業績予想修正の内容、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した新星堂の財務予測に基づき、新星堂が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、ワンダーコーポについては、割引率を3.79%~4.19%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として評価しております。一方、新星堂については、割引率を2.82%~3.12%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.075~0.142として算定しております。

山田FASは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田FASの合併比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

山田FASがDCF法による算定の前提としたワンダーコーポの将来の利益計画においては、営業利益の対前年度比において、平成28年2月期には約8億円の減益、平成29年2月期には約10億円の増益、平成30年2月期には約3億円の増益、平成31年2月期には約2億円の増益及び平成32年2月期には約4億円の増益と、大幅な増減益を見込んでおります。これは主として、平成28年2月期においては、新星堂事業の売上高の減少及び滞留在庫の評価損による営業利益の減少、平成29年2月期から平成33年3月期においては、平成28年2月期の大幅な減益からの回復、既存店舗における商品構成の見直しに伴う利益率の改善及び積極的な新規出店に伴う売上高の増加が寄与することによるものです。

また、山田FASがDCF法による算定の前提とした新星堂の将来の利益計画においては、営業利益の対前年度比において、平成28年2月期には約7億円の減益、平成29年2月期には約13億円の増益、平成31年2月期には約6千万円の増益及び平成32年2月期には約1億円の増益と、大幅な増減益を見込んでおります。これは主として、平成28年2月期においては、売上高の減少及び滞留在庫の評価損による営業利益の減少、平成29年2月期、平成31年2月期及び平成32年2月期については、間接部門業務の内製化や人員の配置転換に伴う本部経費の適正化、積極的な新規出店による売上高の増加、赤字店舗の撤退及び既存店舗の商品構成の見直しを含む店舗改装による収益力の向上が寄与することによるものです。

加えて、DCF法の前提とした両社の利益計画には本合併によるシナジー効果は織り込んでおりません。

なお、新星堂が本日公表しました業績予想修正は、(i) 売上高減少に伴う売上総利益高の減少や計画外の中古トレーディングカード売場を導入するための店舗改装による一時経費の増加等により予想収益が約3億8千万円下回る見込みとなったこと、(ii) さらに売上減少及び退店店舗の増加に伴い商品回転率の低下が見込まれるため、滞留在庫の評価損が平成28年2月期下期において約6億円発生する見込みとなったことから、特に平成28年2月期通期の当期純利益が約9億8千万円の減少となるものと見込まれるため、平成28年2月期通期の業績予想を修正するものです。詳細につきましては、新星堂が本日公表しました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。かかる業績予想修正のうち、特に上記(ii)の滞留在庫の評価損約6億円の発生の見込みについては、本合併とは関係のない業務執行プロセスにおいて行われたものであり、また、その内容及び公表時期については新星堂の財務諸表の

監査を担当する有限責任監査法人トーマツの確認等を経ているほか、それらの決定にあたっては、後記(6)「利益相反を回避するための措置」の②「利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり措置を取ること、その合理性の担保を図っております。また、山田FASは、第三者委員会(以下に定義します。以下同様。)からの依頼に基づき、本合併比率の公正性を追加検証する目的のため、新星堂の取締役会及び第三者委員会に対して、かかる業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえないで計算した場合における合併比率の計算結果を参考資料として別途提供しております。本合併比率は、当該計算結果におけるDCF法による合併比率の計算レンジの範囲内にあり、かつ、その中央値を上回っております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併により、新星堂の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成28年2月18日付で上場廃止(最終売買日は平成28年2月17日)となる予定であります。上場廃止後は、新星堂の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、ワンダーコーポ及び新星堂を除く新星堂の株主の皆様に対しては、本合併契約に従い、上記2.(3)「本合併に係る割当ての内容」に記載のとおり、ワンダーコーポの普通株式が割り当てられます。

本合併の目的は上記1.「本合併の目的」に記載のとおりであり、結果として、新星堂の普通株式は上場廃止となる予定であります。新星堂の普通株式が上場廃止になった後も、本合併の対価として交付されるワンダーコーポの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、新星堂の普通株式を667株以上保有し、本合併によりワンダーコーポの単元株式数である100株以上のワンダーコーポの普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

但し、667株未満の新星堂の普通株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たないワンダーコーポの普通株式が割り当てられます。単元未満株式については取引所市場において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.(3)「本合併に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.(3)「本合併に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。なお、新星堂の株主の皆様は、最終売買日である平成28年2月17日(予定)までは、東京証券取引所JASDAQにおいて、その保有する新星堂の普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他の関係法令に定める適切な権利を行使することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

本合併においては、新星堂はワンダーコーポの連結子会社であり、本合併は新星堂にとって支配株主との取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 算定書の取得

ワンダーコーポは、本合併に用いられる合併比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、ワンダーコーポ及び新星堂から独立した第三者算定機関として野村證券を選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記(3)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ワンダーコーポは、第三者算定機関から、本合併比率の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

新星堂は、本合併に用いられる合併比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、ワンダーコーポ及び新星堂から独立した第三者算定機関として山田FASを選定し、本合併に用いられる合併比率の

算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記（3）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、新星堂は、第三者算定機関から、本合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

ワンダーコーポは、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、佐藤総合法律事務所を選任し、佐藤総合法律事務所から、本合併に関する諸手続並びにワンダーコーポとしての意思決定方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、佐藤総合法律事務所は、ワンダーコーポ及び新星堂との間で重要な利害関係を有していません。

新星堂は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本合併に関する諸手続並びに新星堂としての意思決定方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ワンダーコーポ及び新星堂との間で重要な利害関係を有していません。

（6）利益相反を回避するための措置

本合併は、親会社であるワンダーコーポと子会社である新星堂が合併するものであり、利益相反構造が存在することから、新星堂は、本合併に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 第三者委員会の設置

新星堂は、本合併の是非を審議及び決議するに先立って、本合併に係る新星堂の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成 27 年 10 月 22 日、新星堂及び支配株主であるワンダーコーポとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所）及び佐野哲哉氏（公認会計士、グローウィン・パートナーズ株式会社）、並びに新星堂の社外取締役であり、かつ独立役員である鈴木定芳氏の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、第三者委員会に対し、(i) 本合併の目的は合理的か、(ii) 本合併に用いられる合併比率その他の取引条件の公正性が確保されているか、(iii) 公正な手続を通じて新星堂の少数株主の利益に配慮されているか、及び (iv) 上記(i)乃至 (iii) を前提に本合併が新星堂の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成 27 年 10 月 30 日から平成 27 年 12 月 1 日までに、会合を合計 4 回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、新星堂から、本合併に至る背景、本合併の意義・目的、新星堂の状況、本合併によるシナジー及び本合併に関する交渉過程その他の本合併に関連する事項について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、また、ワンダーコーポからも、本合併に至る背景、本合併の意義・目的、新星堂の状況、本合併によるシナジー及び本合併に関する交渉過程その他の本合併に関連する事項について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施しております。また、新星堂の第三者算定機関である山田 F A S から本合併に用いられる合併比率の評価に関する説明（新星堂が本日公表しました業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえないで計算した場合における山田 F A S による合併比率の計算結果の説明を含みます。）を、新星堂のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本合併に関する諸手続並びに新星堂としての意思決定方法及び過程等に関する説明を受けております。

第三者委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成 27 年 12 月 2 日に、①上記 (i) に関しては、本合併が新星堂の企業価値向上に資するほか、合併という手段が相当であり、かつ、本合併によるデメリットも見当たらないことからすれば、本合併の目的は合理的なものと認められる、②上記 (ii) に関しては、本合併については、その手続の公正性が確保され

ているほか、山田FAS作成の合併比率算定書における算定結果（新星堂が本日公表しました業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえて算定した場合の算定結果）と、当該業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえないで計算した場合における山田FASによる合併比率の計算結果の両方の場合を検証しても、本合併比率が不合理なものとは考えられないことから、本合併に用いられる合併比率その他の取引条件の公正性は確保されていると認められる、③上記(iii)に関しては、少数株主の適切な判断機会の確保及び意思決定における恣意性の排除のための措置が履践されているから、本合併においては、公正な手続を通じて新星堂の少数株主の利益への配慮がなされていると認められる、④上記(iv)に関しては、上記(i)から(iii)までについて、いずれも問題があるとは考えられないことから、本合併は新星堂の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨を内容とする答申書を新星堂の取締役会に対して提出しております。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催の新星堂の取締役会では、新星堂の取締役のうち、日下孝明氏がワンダーコーポの代表取締役社長を兼任していること、三矢健氏がワンダーコーポの取締役を兼任していること、高田修氏がワンダーコーポの取締役開発部長を兼任していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、(i) 新星堂が本日公表しました、滞留在庫の評価損約6億円の発生の見込みを反映した業績予想修正、及び(ii) 本合併に関して、二段階の決議を行うこととしました。まず、(i) 日下孝明氏、三矢健氏及び高田修氏を除く2名の取締役において審議のうえ、その全員一致で、当該業績予想修正に関する決議を行った後、さらに会社法第369条第1項に定める取締役会の定足数を考慮し、三矢健氏及び高田修氏を加えた4名の取締役にてあらためて審議し、その全員一致で、当該業績予想修正に関する決議を行い、その上で、(ii) 日下孝明氏、三矢健氏及び高田修氏を除く2名の取締役において審議のうえ、その全員一致で、本合併に関する決議を行った後、さらに会社法第369条第1項に定める取締役会の定足数を考慮し、三矢健氏及び高田修氏を加えた4名の取締役にてあらためて審議し、その全員一致で、本合併に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、新星堂の監査役3名のうち、宮本正明氏及び塚田英雄氏を除く監査役1名が出席し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、新星堂の取締役のうち、ワンダーコーポの代表取締役社長を兼任している日下孝明氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれが高いため、新星堂の取締役会における当該業績予想修正及び本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、新星堂の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。ワンダーコーポの取締役を兼任している三矢健氏及び高田修氏も、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、新星堂の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。また、新星堂の監査役のうち、ワンダーコーポの取締役経営戦略部長を兼任している宮本正明氏及びワンダーコーポの取締役管理部長を兼任している塚田英雄氏は、同様の観点から、新星堂の取締役会における当該業績予想修正及び本合併に関する審議に参加しておらず、何らの意見の表明も行っておらず、また新星堂の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

新星堂は、上記①及び②記載の、新星堂における取締役会決議の方法、第三者委員会の設置及び運営その他の利益相反を回避するための措置に関して、新星堂のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から法的助言を受けています。

4. 本合併の当事会社の概要

	ワンダーコーポ (平成27年8月31日現在)	新星堂 (平成27年8月31日現在)								
(1) 名称	株式会社ワンダーコーポレーション	株式会社新星堂								
(2) 所在地	茨城県つくば市西大橋 599 番地 1	茨城県つくば市西大橋 599 番地 1								
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日下 孝明	代表取締役社長 阿曾 雅道								
(4) 事業内容	エンタテインメント商品（ゲームソフト・音楽ソフト・映像ソフト・書籍）、化粧品などの小売及びフランチャイズ事業、携帯電話、音楽ソフト・映像ソフトのレンタル事業、リユース事業、Eコマース事業	CD、DVD等の音楽映像関連商品および書籍の販売								
(5) 資本金	2,358 百万円	4,564 百万円								
(6) 設立年月日	昭和63年3月	昭和39年6月								
(7) 発行済株式数	5,403,600 株	7,249,818 株								
(8) 決算期	2月末日	2月末日								
(9) 従業員数	878 名 (連結、平成27年2月28日現在)	329 名 (単体、平成27年2月28日現在)								
(10) 主要取引先	株式会社ティーガイア 株式会社マックスゲームズ 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	株式会社ワンダーコーポレーション 株式会社星光堂 日本出版販売株式会社								
(11) 主要取引銀行	株式会社常陽銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社千葉銀行 株式会社足利銀行	株式会社りそな銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三井住友信託銀行								
(12) 大株主及び持株比率	株式会社カスミ 44.5% 株式会社Kパートナーズ 20.4% 日下 孝明 5.3% 株式会社TSUTAYA 4.4% ワンダーコーポレーション従業員持株会 1.9%	株式会社ワンダーコーポレーション 51.0% 株式会社TSUTAYA 6.4% ワンスアROUND株式会社 3.4% 肥田 千代子 1.7% 日本出版販売株式会社 1.7%								
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>ワンダーコーポは新星堂の親会社であり、新星堂の発行済株式総数の51.0%を保有しております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>ワンダーコーポの取締役3名が新星堂の取締役を、また、ワンダーコーポの取締役2名が、新星堂の監査役を兼務しております。 また、新星堂の取締役1名がワンダーコーポの元取締役です。このほかに、ワンダーコーポは新星堂より44名を、新星堂はワンダーコーポより2名を、それぞれ、出向者として受け入れております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>新星堂によるワンダーコーポに対する管理業務の委託の他、新星堂によるワンダーコーポの子会社からの商品の購入の取引があります。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>ワンダーコーポは新星堂の親会社であり、ワンダーコーポと新星堂は相互に関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>		資本関係	ワンダーコーポは新星堂の親会社であり、新星堂の発行済株式総数の51.0%を保有しております。	人的関係	ワンダーコーポの取締役3名が新星堂の取締役を、また、ワンダーコーポの取締役2名が、新星堂の監査役を兼務しております。 また、新星堂の取締役1名がワンダーコーポの元取締役です。このほかに、ワンダーコーポは新星堂より44名を、新星堂はワンダーコーポより2名を、それぞれ、出向者として受け入れております。	取引関係	新星堂によるワンダーコーポに対する管理業務の委託の他、新星堂によるワンダーコーポの子会社からの商品の購入の取引があります。	関連当事者への該当状況	ワンダーコーポは新星堂の親会社であり、ワンダーコーポと新星堂は相互に関連当事者に該当します。
資本関係	ワンダーコーポは新星堂の親会社であり、新星堂の発行済株式総数の51.0%を保有しております。									
人的関係	ワンダーコーポの取締役3名が新星堂の取締役を、また、ワンダーコーポの取締役2名が、新星堂の監査役を兼務しております。 また、新星堂の取締役1名がワンダーコーポの元取締役です。このほかに、ワンダーコーポは新星堂より44名を、新星堂はワンダーコーポより2名を、それぞれ、出向者として受け入れております。									
取引関係	新星堂によるワンダーコーポに対する管理業務の委託の他、新星堂によるワンダーコーポの子会社からの商品の購入の取引があります。									
関連当事者への該当状況	ワンダーコーポは新星堂の親会社であり、ワンダーコーポと新星堂は相互に関連当事者に該当します。									
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態										

決算期	ワンダーコーポ (連結) (注1)			新星堂 (単体) (注2)		
	平成25年 2月期	平成26年 2月期	平成27年 2月期	平成25年 2月期	平成26年 2月期	平成27年 2月期
純 資 産	12,493	14,152	13,649	2,159	3,463	2,762
総 資 産	38,308	40,222	40,806	8,126	7,485	7,743
1株当たり純資産(円)	2,028	2,214	2,181	298	478	381
売 上 高	69,732	87,981	83,898	23,590	17,167	16,628
営 業 利 益	693	884	168	△1,016	153	△517
経 常 利 益	845	1,071	371	△917	149	△509
当 期 純 利 益	695	1,130	△113	2,155	1,308	△696
1株当たり当期純利益(円)	131	210	△21	305	180	△96
1株当たり配当金(円)	2,500	25	25	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1) ワンダーコーポは平成25年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、平成25年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(注2) 新星堂は平成25年9月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、平成25年2月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 本合併後の状況

	存続会社
(1) 名 称	株式会社ワンダーコーポレーション
(2) 所 在 地	茨城県つくば市西大橋599番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日下 孝明
(4) 事 業 内 容	エンタテインメント商品(ゲームソフト・音楽ソフト・映像ソフト・書籍)、化粧品などの小売及びフランチャイズ事業、携帯電話、音楽ソフト・映像ソフトのレンタル事業、リユース事業、Eコマース事業
(5) 資 本 金	2,358百万円
(6) 決 算 期	2月末日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本合併は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

本合併がワンダーコーポの連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本合併は、親会社であるワンダーコーポと子会社である新星堂が合併するものであることから、新星堂にとって支配株主との取引等に該当します。

新星堂が平成27年5月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、ワンダーコーポとの取引条件に

については、第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しており、少数株主の利益を損ねることのないよう努めている旨を記載しております。

新星堂は、上記3. (5)「公正性を担保するための措置」並びに(6)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本合併について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本合併に用いられる合併比率を決定し、本合併を行う予定です。したがって、本合併は、上記の新星堂の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えています。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本合併は、新星堂にとって支配株主との取引等に該当することから、新星堂は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、取締役会において本合併に関し慎重に協議、検討し、さらに、上記3. (5)「公正性を担保するための措置」並びに(6)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で、判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

新星堂は、上記3. (6)「利益相反を回避するための措置」の①「第三者委員会の設置」に記載のとおり、本合併の是非を審議及び決議するに先立って、支配株主であるワンダーコーポとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所）及び佐野哲哉氏（公認会計士、グローウィン・パートナーズ株式会社）、並びに新星堂の社外取締役であり、かつ独立役員である鈴木定芳氏の3名によって構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(i)本合併の目的は合理的か、(ii)本合併に用いられる合併比率その他の取引条件の公正性が確保されているか、(iii)公正な手続を通じて新星堂の少数株主の利益に配慮されているか、及び(iv)上記(i)乃至(iii)を前提に本合併が新星堂の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて意見を諮問しました。

そして、第三者委員会は、上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成27年12月2日に、①上記(i)に関しては、本合併が新星堂の企業価値向上に資するほか、合併という手段が相当であり、かつ、本合併によるデメリットも見当たらないことからすれば、本合併の目的は合理的なもの認められる、②上記(ii)に関しては、本合併については、その手続の公正性が確保されているほか、山田FAS作成の合併比率算定書における算定結果（新星堂が本日公表しました業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえて算定した場合の算定結果）と、当該業績予想修正の内容、特に滞留在庫の評価損の内容を踏まえないで計算した場合における山田FASによる合併比率の計算結果の両方の場合を検証しても、本合併比率が不合理なものとは考えられないことから、本合併に用いられる合併比率その他の取引条件の公正性は確保されていると認められる、③上記(iii)に関しては、少数株主の適切な判断機会の確保及び意思決定における恣意性の排除のための措置が履践されているから、本合併においては、公正な手続を通じて新星堂の少数株主の利益への配慮がなされていると認められる、④上記(iv)に関しては、上記(i)から(iii)までについて、いずれも問題があるとは考えられないことから、本合併は新星堂の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨を内容とする答申書を新星堂の取締役会に対して提出しております。

以上

(参考) ワンダーコーポ当期連結業績予想 (平成 27 年 12 月 3 日公表分) 及び前期連結実績

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 28 年 2 月期)	78,500	△630	△560	△500
前期実績 (平成 27 年 2 月期)	83,898	168	371	△113

(参考) 新星堂当期業績予想 (平成 27 年 12 月 3 日公表分) 及び前期実績

(単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 28 年 2 月期)	13,500	△1,200	△1,200	△1,260
前期実績 (平成 27 年 2 月期)	16,628	△517	△509	△696